

2019年12月

## Contents

- I. デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方について
- II. スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について
- III. 2019年4月以降に執筆した独占禁止法に関する主な書籍・記事のご紹介

## I. デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方の公表について

弁護士 山田 篤 / 弁護士 石田 健

### 第1. 本ガイドラインについて

公正取引委員会(以下「公取委」という。 )は、2019年12月17日、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等<sup>1</sup>を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下「本ガイドライン」という。 )を発表した<sup>2</sup>。本ガイドラインは、事業者と消費者との間で情報の質や量、交渉力の格差があるため取引条件が一方的に不利になる可能性があることを前提として、消費者に優越しているデジタル・プラットフォーム事業者が、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして消費者に対して不当に不利益を与える場合、そのような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあるとし、優越的地位の濫用として独占禁止法により規制され得ることを明らかにしている。

### 第2. 本ガイドラインの概要

#### 1. 優先的地位

本ガイドラインによれば、デジタル・プラットフォーム事業者が個人情報等を提供する消費者に対して優越した地位にあるとは、消費者がデジタル・プラットフォーム事業者から不利益な取扱いを受けても、消費者が当該デジタル・プラットフォーム事業者の提供するサービスを利用するためにはこれを受け入れざるを得ないような場合をい

<sup>1</sup> 本ガイドラインにおける「個人情報」とは個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。 )第2条第1項に規定する「個人情報」、「個人情報等」とは「個人情報」及び「個人情報以外の個人に関する情報」をいう。なお、「個人データ」とは、個人情報保護法第2条第6項に規定する「個人データ」をいう。

<sup>2</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217\\_dpfgl.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl.html)

う。本ガイドラインは、その判断に当たり、消費者が当該デジタル・プラットフォーム事業者と取引することの必要性を考慮するとした上で、以下のような場合には、通常、当該デジタル・プラットフォーム事業者は消費者に対して取引上の地位が優越していると認められるとしている。

- ① 消費者にとって代替可能なサービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が存在しない場合
- ② 代替可能なサービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が存在していたとしても、当該サービスの利用を止めることが事実上困難な場合、又は、
- ③ 当該サービスにおいて、当該サービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の取引条件を左右することができる地位にある場合

なお、公取委は、優越的地位の濫用として問題となり得る事案のうち、上記①、②又は③に該当する場合であつて、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる事案について優先的に審査を行うとしている。

## 2. 濫用行為

本ガイドラインでは、デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引において、どのような行為が優越的地位の濫用につながり得る行為であるかについて、個人情報等の不当な取得及び不当な利用に分けて記載している。

なお、優越的地位の濫用として問題となるのは、本ガイドラインに記載している行為に限定されるものではない。

<優越的地位の濫用につながり得る行為の概要>

| 行為類型  | 行為内容                                       |
|-------|--------------------------------------------|
| 不当な取得 | ・ 利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること                |
|       | ・ 利用目的を超えて消費者の意に反して個人情報を取得すること             |
|       | ・ 安全管理の措置を講じずに個人情報を取得すること                  |
|       | ・ 対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等の経済的利益を提供させること |
| 不当な利用 | ・ 利用目的を超えて消費者の意に反して個人情報を利用すること             |
|       | ・ 安全管理の措置を講じずに個人情報を利用すること                  |

## 3. 公正競争阻害性

本ガイドラインは、優越的地位にあるデジタル・プラットフォーム事業者が、消費者に対して「正常な商慣習に照らして不当」(独占禁止法第2条9項5号)に濫用行為を行った場合、当該取引の相手方である消費者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する一方で、デジタル・プラットフォーム事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるとし、優越的地位の濫用の要素である公正競争阻害性の内容を明らかにしている。

### 第3. 本ガイドラインのポイント

#### 1. 従来の優越的地位の濫用に係る規制との相異

公取委は、これまで、2010年に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下「優越ガイドライン」という。)を公表し、優越的地位の濫用規制についての考え方を明らかにしてきた。今回公表された本ガイドラインには、以下のとおり、優越ガイドラインには必ずしも明記されていなかった部分が記載されている。

##### (1)「取引の相手方」

優越的地位の濫用を定める独占禁止法第2条9項5号には「取引の相手方」とだけ規定され、その定義は独占禁止法の条文上明らかでない。

この点、優越ガイドラインには、優越的地位の考え方として、「甲が取引先である乙に対して優越した地位にあると、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合」(優越ガイドライン第2の1)(注:傍点は筆者による)と記載され、実際に公取委もこれまで事業者同士の取引に対して優越的地位の濫用を適用してきたことから、運用上、「取引の相手方」とは事業者に限定されると考えられてきた。これに対し、今回、本ガイドラインにおいて、優越的地位の濫用の適用対象となる「取引の相手方(取引する相手方)」には消費者も含まれるとの考え方を明らかにした。なお、本ガイドラインは、消費者とは個人をいうが、事業として又は事業のためにデジタル・プラットフォーム事業者が提供するサービスを利用する個人は含まないとしている。

また、ここで問題となる「取引」について、本ガイドラインは、「デジタル・プラットフォーム事業者が提供するサービスを利用する際に、その対価として自己の個人情報等を提供していると認められる場合は当然」「取引の相手方(取引する相手方)」に該当するとして、金銭的には無料であっても個人情報等が対価となっている場合には「取引」に該当するとしている。また、個人情報等を当該サービスの対価として提供しているという消費者の認識も特に要件とはされていない。したがって、実際の運用においては、「取引」に該当するかどうかの判断に当たってサービスが無料で提供されていることや消費者の対価性の認識を問題としないで、デジタル・プラットフォーム事業者が提供するサービスを利用する際に消費者が個人情報等を提供していれば、「取引」と認定される可能性がある。

##### (2)優越的地位

従来、公取委は、優越的地位については、前記(1)のとおり、優越ガイドラインにおいて定められている「乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合」に認められるとしていた。これに対して、本ガイドラインでは、事業者同士ではなく、事業者と消費者との取引に着目したものであるため、「消費者がデジタル・プラットフォーム事業者から不利益な取扱いを受けても、消費者が当該デジタル・プラットフォーム事業者の提供するサービスを利用するためにはこれを受け入れざるを得ないような場合」に優越的地位が認められるとしている。このように、デジタル・プラットフォーム事業者の消費者に対する優越的地位については、取引の継続が困難になることによって事業経営上の支障が生じるか否かという観点では判断されない。これは、デジタル・プラットフォーム事業者のサービスを利用する消費者は、デジタル・プラットフォーム事業者から不利益な取扱いを受けたとしても、そもそも交渉の余地がない場合が多く、不利益な取扱いを回避するためには、取引をしないという選択をするほ

かないこと、また事業者の場合と異なって消費者は他の者と取引することによって当該不利益を解消する余地もないことから、デジタル・プラットフォーム事業者の消費者に対する優越的地位については、消費者にとっての取引することの必要性という観点から判断するという考え方による。

本ガイドラインは上記取引必要性が認められる例の一つとして、消費者にとって「代替可能なサービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が存在していたとしても、当該デジタル・プラットフォーム事業者の提供するサービスの利用をやめることが事実上困難な場合」を挙げている。この点、公取委は、事実上困難かどうかは、サービスの機能・内容、当該サービスを利用する他の消費者と形成したネットワークや、当該サービスを利用することにより蓄積したデータを他の同種のサービスで利用することが可能かどうかなどの特徴等を考慮して判断するとしている。もっとも、その判断に当たっては、個々の消費者ごとに判断するのではなく、一般的な消費者によって利用をやめることが事実上困難かどうかで判断するとしており、実際の判断にあたっては個々の消費者の実際の認識よりも、当該デジタル・プラットフォーム事業者や提供するサービスの性質等から一般的に判断されると考えられる。

また、従来、取引の一方当事者が他方当事者に対して取引上の地位が優越しているというためには、市場における支配的な地位までは必要なく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位で足りると解されていた（優越ガイドライン第 2 の 1）。これに対して、本ガイドラインにおいては、通常、取引上の地位が優越している場合として、「当該デジタル・プラットフォーム事業者が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の取引条件を左右することができる地位にある場合」を挙げている（前記第 2 の 1 の③）。当該内容は、競争の実質的制限（独占禁止法第 2 条 5 項、6 項）の内容と基本的に同様であり（東京高判昭和 28 年 12 月 7 日〔東宝・新東宝事件〕、最高裁判決平成 22 年 12 月 17 日〔NTT 東日本事件〕）、個々の消費者との相対的な取引関係を離れ、いわば絶対的に優越した地位とでもいふべき市場支配的な地位がある場合（優越ガイドライン第 2 の 1 参照）でもデジタル・プラットフォーム事業者の優越的地位を認定し得ることを明確にしている。これは、前記第 2 の 1 の①又は②といった具体的な事情に基づく認定をせずとも、当該デジタル・プラットフォーム事業者が市場支配的な地位を有していれば、それをもって優越的地位を認定できることを示している。

## 2. 個人情報保護法との適用関係

個人情報保護委員会は、2019 年 8 月 29 日に本ガイドラインの案が発表されたのを受けて、同日、本ガイドラインの案に対する同委員会の考え方を発表した<sup>3</sup>。この点、本ガイドラインの適用対象となる行為と個人情報保護法の適用対象となる行為は重複する部分が存在する。同委員会によれば、デジタル・プラットフォーム事業者による個人情報の取扱に関する個人情報保護政策の観点からの当不当については、引き続き同委員会が個人情報保護法に基づき評価し、必要な法執行を行うとしている。本ガイドラインも同ガイドラインに記載の行為が他の法令に照らして違反となる場合、当該他の法令に基づく規制が妨げられることはないとしている。したがって、公取委が本ガイドラインに従って優越的地位の濫用の規定を適用した行為につき、別途、個人情報保護委員会による個人情報保護法に基づく法執行がなされる可能性がある。他方で、個人情報保護法においては問題とならない行為であっても、本ガイドラインに基づき優越的地位の濫用が適用される場合がある。例えば、個人情報保護法では、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合、あらかじめ本人の同意を得ることが求められている（個人情報保護法第 16 条 1 項）。もっとも、仮に本人である消費者から同意を得たとしても、優越的地位の濫用の観点から当該同意がやむを得ずなされたものであり、消費者の意に反して利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が利用されたと公取委に判断された場合、個人情報保護法との関係では同

<sup>3</sup> <https://www.ppc.go.jp/news/press/2018/20190829/>

意があったと判断される場合であっても優越的地位の濫用として独占禁止法違反となる可能性が考えられる。具体的には、本ガイドラインによると、本人の同意があったとしても、同意したことにより消費者が受ける不利益の程度等を勘案するとしている。

また、個人情報保護委員会が、本ガイドラインで挙げられているようなデジタル・プラットフォーム事業者による個人情報の不当な取得や不当な利用が疑われるような事実を知ったときは、同委員会は公取委と必要な範囲で連携を取るとしている。同様に、公取委も、そのような優越的地位の濫用に該当し得る事実を知ったときは、個人情報保護政策の観点からの評価も必要であることから、個人情報保護委員会と必要な連携が速やかに図れるように公取委に対して要請するとしている。このように、今後、公取委と個人情報保護委員会は、所管する法律に違反するとして独自に探知した事実につき、双方で情報共有がなされ、連携して法執行がなされていくと考えられる。

### 3. 今後の企業実務への影響

まず、本ガイドラインでは、本ガイドラインの適用対象となる「デジタル・プラットフォーム事業者」が例示されているが、今後、多様なビジネスが誕生していくにつれ、あるいは、既存のビジネスをオンラインで展開・拡大する際に事業者が新たに「デジタル・プラットフォーム事業者」に該当する可能性がある点留意が必要である。

また、本ガイドラインの考え方を推し進めると、消費者からの個人情報等の取得や利用に関して優越的地位の濫用が成立するのは、デジタル・プラットフォーム事業者に限られない可能性がある。すなわち、デジタル・プラットフォームを提供しない企業であっても、消費者に対して優越的地位にあり、それを利用して正常な商慣習に照らして不当に消費者から個人情報等の取得や利用をした場合、優越的地位の濫用として規制され得ることになる。したがって、消費者にサービスを提供し、その際に消費者から個人情報等を取得している企業は、今後、本ガイドラインを踏まえた対応が求められると考えられる。

さらに、個人情報の取得や利用以外の行為に関する優越的地位の濫用についても、本ガイドラインによって従来の運用に一定の影響が出る可能性が考えられる。例えば、「取引の相手方」(独占禁止法第 2 条 9 項 5 号)について、従来の公取委の運用では事業者に限定されると考えられていたが、本ガイドラインにおいて「取引の相手方」には消費者も含まれることを公取委が明らかにしたことで、今後は個人情報等の取得や利用以外においても企業の消費者に対する行為について優越的地位の濫用が成立すると判断される可能性が考えられる。したがって、企業は、今後、消費者との取引においても、従来の優越ガイドラインと本ガイドラインを踏まえた対応を検討することが求められよう。

## Ⅱ. スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について

弁護士 臼杵 善治/ 弁護士 松本 拓

### 第1. 背景

2019年6月17日、公取委は、「スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方」(以下「移籍制限ルールに関する考え方」)を公表した。移籍制限ルールに関する考え方は、2018年2月15日

に公表された「人材と競争政策に関する検討会報告書」の検討過程において、スポーツ事業分野においてスポーツ統括団体が移籍制限ルールを定めている事例を認識したことをきっかけに、関係者へのヒアリング等を通じて、スポーツ事業分野における移籍制限ルールについて人材(選手)の獲得を巡る公正かつ自由な競争という観点からみた場合に、その合理性や必要性についての検討が不十分という実態を把握したことから、公取委が移籍制限ルールについての独占禁止法上の考え方をまとめたものである。

## 第2. 移籍制限ルールに関する考え方のポイント

### 1. 移籍制限ルールの問題点

スポーツチームは、スポーツ活動を通じて経済的な活動(事業活動)を行っており、独占禁止法上の事業者として互いに競争しているところ、一般に、競争関係にある複数の事業者が、共同して、人材の移籍や転職を相互に制限・制約する旨を取り決めることは、原則として独占禁止法違反となる(独占禁止法第3条(不当な取引制限))。また、事業者団体が当該取決めを設ける場合も同様である(同法第8条第1号(事業者団体による競争の実質的制限の禁止))。

移籍制限ルールが取り決められる場合は、チーム間の選手獲得競争と選手を活用したスポーツ活動を通じた事業活動における競争が停止・抑制され、また、事業活動に必要な選手を確保できず新規参入が阻害されるといった弊害が生じ得るとされている。

### 2. 移籍制限ルールの合理性・必要性

他方、移籍制限ルールについては、競争制限効果のみならず、競争を促進する効果を有する場合もあり得る。具体的には、移籍制限ルールについても、以下の2つの側面から、競争を促進する効果を有する場合があるとされている。

- ① 選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させること
- ② チームの戦力を均衡させることにより、競技(スポーツリーグ、競技会等)としての魅力を維持・向上させること

したがって、スポーツ統括団体等が移籍制限ルールを定めている場合には、そのルールによって達成しようとする目的が競争を促進する観点からみても合理的であるか、またその目的を達成するための手段として相当であるかという観点から、様々な要素を総合的に検討し、移籍制限ルールの必要性、合理性を個別に判断する必要がある。

これらの目的のそれぞれについて、考慮すべき要素及び具体的な着眼点は以下のとおりとされている。

## 移籍制限ルールの合理性・必要性に係る考慮要素(移籍制限ルールに関する考え方より引用)

|                  |          |                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |          | <目的①><br>選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させること                                                                                                                                              | <目的②><br>チームの戦力を均衡させることにより、競技としての魅力を維持・向上させること                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 達成しようとする目的の合理性   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移籍制限ルールにより達成しようとする目的の合理性</li> <li>・ 設定された目的の達成水準の妥当性</li> </ul>                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 具体的着眼点の例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 育成費用の回収可能性を確保することが、スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？</li> <li>- 回収を想定している費用の額は、育成インセンティブを確保するために必要な水準を超えていないか？</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 競技としての魅力を維持・向上するためには、必ず戦力が均衡していなければならないか？</li> <li>- 戦力を均衡させることが、スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？</li> <li>- 達成しようとする戦力均衡の程度は、競技としての魅力を維持・向上するために必要な水準を超えていないか？</li> </ul>                                                                                         |
| 目的を達成する手段としての相当性 |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移籍制限ルールと達成しようとする目的との関連性</li> <li>・ 移籍制限ルールが課す制限・制約が、合理性ある目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか。</li> <li>・ 目的を達成し得るより制約的でない他の手段の可能性</li> </ul>                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 具体的着眼点の例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 例えば、移籍制限ルールの適用対象選手の範囲や、移籍が制限・制約される期間・条件等(注)は、育成費用の回収可能性の確保という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？</li> <li>- 目的を達成する手段として、より制約的でない他の手段(例:移籍金制度)は採り得ないか？</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 移籍制限ルールによって、弱いチームにおける戦力向上のために採り得る選択肢が狭まるなどして、むしろ戦力差が固定・拡大する可能性も考えられるところ、当該ルールが戦力均衡という目的の達成につながるといえるか？</li> <li>- 例えば、移籍制限ルールの適用対象選手の範囲や、移籍が制限・制約される期間・条件等(注)は、戦力均衡という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？</li> <li>- 目的を達成する手段として、より制約的でない他の手段(例:移籍金制度)は採り得ないか？</li> </ul> |

(注) 移籍制限ルールがもたらす弊害の程度は、実質的に評価される必要がある。例えば、移籍を一定期間制限・制約することについては、当該期間の外形的な長さのみならず、競技の実態(例:選手寿命の長さ、移籍・獲得ニーズの多寡、当該期間の長さがチームの選手獲得意欲を減退させる程度)を踏まえた実質的な影響度合いを考慮することとなる。

### 3. 移籍制限ルールに関する考え方の意義

これまで、移籍制限ルールを含むスポーツ事業分野における制限的取引慣行については、欧米を中心とする諸外国において、ときに紛争も経て、契約法理、競争法、労働法等の複数の法的アプローチに基づき具体的な慣行が法的に整理されてきたが<sup>4</sup>、日本においては、制限的取引慣行に関して、特に独占禁止法の観点での定着した考え方が存在したとは言い難い状況であった。そうした中、結論として、移籍制限ルールの違法性に関しては実態に即した個別判断に委ねられたものの、公取委が、移籍制限ルールに関する考え方に関する判断枠組みを示し、少なくとも、移籍制限ルールの合理性・必要性に係る具体的な考慮要素、移籍や転職を無期限に制限・制約するルールについては合理性・必要性が認められ難いことを示したことの意義は大きい。

公取委は、各スポーツ統括団体等において、現行又は検討中の移籍制限ルールについて自主的な見直しを行い、必要に応じて改定を行うなどの取組を期待するとしつつ、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処することとするとしている。今後、各スポーツ統括団体等としては、移籍制限ルールに関する考え方の枠組みのもとで違法性が疑われる移籍制限ルールについては、自主的に独占禁止法上、必要性、合理性の認められるルールへ改正する等の対応が望まれる。

## Ⅲ. 2019年4月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2019年4月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 独禁法事例速報(奥村組土木興業株による排除措置命令取消請求事件)  
2019年9月(著:[原悦子](#)) ジュリスト 2019年10月号
- ◆ Getting the Deal Through – Pharmaceutical Antitrust 2019 (Japan Chapter)  
2019年9月(著:[中野雄介](#))  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Merger Control Review, Tenth Edition (Japan Chapter)  
2019年9月(著:[中野雄介](#)、[鈴木剛志](#)、[矢上浄子](#))
- ◆ Private Antitrust Litigation 2020 (Japan Chapter)  
2019年9月(著:[石田英遠](#)、[鈴木剛志](#))  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Getting The Deal Through : Market Intelligence CARTELS IN JAPAN- 2019  
2019年8月(著:[江崎滋恒](#)、[バシリムシス](#))  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

<sup>4</sup> 川井圭司「プロスポーツと制限的取引慣行に関する国際比較」公正取引 811号 29頁(2018年)、齊藤高広「プロスポーツにおける選手獲得競争と独占禁止法」ジュリスト 1523号 55頁(2018年)、齊藤高広「スポーツの特異性と競争法の適用」『経済法の現代的課題 舟田正之先生古希祝賀』(2017年)135頁

- ◆ 英国の欧州連合離脱と競争法の展望  
2019年8月（著：[バシリ ムシス](#)、[金子 涼一](#)）  
原文(日本語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 適正手続の保障は進むか？ 弁護士・依頼者間の「通信秘密保護制度」の概要と対応上の留意点  
2019年7月（著：[中野 雄介](#)）ビジネス法務9月号(Vol.19 No.9)
- ◆ 業務提携に関する独占禁止法の実体的な考え方  
2019年7月（著：[鈴木 剛志](#)）経営法友会リポート545号
- ◆ GCR Know-how: Immunity, Sanctions & Settlements 2019  
2019年7月（著：[石田 英遠](#)、[田中 勇氣](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR Know how – Information Exchange 2019 (Japan Chapter)  
2019年6月（著：[バシリ ムシス](#)、[鈴木 剛志](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Chambers Global Practice Guides' on Cartels 2019 – Law & Practice  
2019年6月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[臼杵 善治](#)、[石田 健](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Getting the Deal Through – Dominance 2019 (Japan chapter)  
2019年4月（著：[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 山田 篤([atsushi.yamada@amt-law.com](mailto:atsushi.yamada@amt-law.com))  
弁護士 臼杵 善治([yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com))  
弁護士 石田 健([takeshi.ishida@amt-law.com](mailto:takeshi.ishida@amt-law.com))  
弁護士 松本 拓([taku.matsumoto@amt-law.com](mailto:taku.matsumoto@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

## ■ Key Members



**石田 英遠**

パートナー

[hideto.ishida@amt-law.com](mailto:hideto.ishida@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1019

Fax : 03-6775-2019



**江崎 滋恒**

パートナー

[shigeyoshi.ezaki@amt-law.com](mailto:shigeyoshi.ezaki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1040

Fax : 03-6775-2040



**中野 雄介**

パートナー

[yusuke.nakano@amt-law.com](mailto:yusuke.nakano@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1049

Fax : 03-6775-2049



**山田 篤**

パートナー

[atsushi.yamada@amt-law.com](mailto:atsushi.yamada@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1134

Fax : 03-6775-2134



**原 悦子**

パートナー

[etsuko.hara@amt-law.com](mailto:etsuko.hara@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1088

Fax : 03-6775-2088



**鈴木 剛志**

パートナー

[takeshi.suzuki@amt-law.com](mailto:takeshi.suzuki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1288

Fax : 03-6775-2288



**臼杵 善治**

パートナー

[yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1168

Fax : 03-6775-2168



**矢上 浄子**

パートナー

[kiyoko.yagami@amt-law.com](mailto:kiyoko.yagami@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1185

Fax : 03-6775-2185



**バシリ ムシス**

外国法事務弁護士

[vassili.moussis@amt-law.com](mailto:vassili.moussis@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1393

Fax : 03-6775-2393



**石田 健**

スペシャル・カウンセル

[takeshi.ishida@amt-law.com](mailto:takeshi.ishida@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1485

Fax : 03-6775-2485

**ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE**

**アンダーソン・毛利・友常 法律事務所**

〒100-8136 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
TEL:03-6775-1000  
[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)